

## 保有個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受託者(以下「甲」という。)は、委託者(以下「乙」という。)が保有する個人情報(以下「保有個人情報」という。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第23条の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### (管理及び実施体制)

第2 甲は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織(以下「保護管理責任者等」という。)並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 甲は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないように、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようにしなければならない。

### (作業場所等の特定)

第3 甲は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所(保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室又は区域を含む。)を明確にし、あらかじめ乙の承諾を得るものとする。

### (秘密の保持)

第4 甲は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (収集の制限)

第5 甲は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (持出しの禁止)

第6 甲は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、乙から提供された保有個人情報又は保有個人情報が記録された資料等(端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下「記録媒体」という。)を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

### (利用及び提供の制限)

第7 甲は、乙の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

### (廃棄等)

第8 甲は、乙から提供された保有個人情報等が不要となった場合には、保護管理責任者等の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は記録媒体の廃棄等を行わなければならない。

(情報システムにおける安全管理措置)

第9 甲は、上記のほか、乙から提供された保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、その秘匿性等その内容に応じて、次の措置を講じなければならない。

- 一 アクセス制御のための認証機能設定、データ持出し時を含むパスワード等の定期又は随時見直し、読取り防止措置
- 二 作業場所等の入退管理やアクセス記録の保存、定期的分析を含むアクセス状況の監視、作業を行う端末の限定（台数管理、盗難防止措置を含む。）、バックアップ記録の作成 ほか
- 三 不正アクセス防止プログラム等の導入（最新化）をはじめとするサイバーセキュリティ水準の確保
- 四 その他部外者、第三者による閲覧（窃取）防止のために必要な措置

(従事者への研修)

第10 甲は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(再委託の禁止)

第11 甲は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、乙の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第12 甲は、この契約による事務を処理するために乙から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、乙が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第13 甲は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて乙に報告し、乙の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 甲は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、乙に書面で報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限りではない。

3 甲は、第1項の事案が発生した場合であって、乙から保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、乙の指示に従うこと。

(調査)

第14 乙は、甲に対し、保有個人情報等の安全管理状況について、随時実地の調査等を行うものとする。

(指示及び報告)

第15 乙は、必要に応じ、甲に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めるものとする。

(取扱記録の作成)

第16 甲は、乙から提供された保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報

等の取扱状況を記録し、乙に報告するものとする。

(運搬)

第17 甲は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、甲の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第18 乙は、甲が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。